申告会場が変わります

例年 2月中旬から3月中旬 に開設している 所得税の確定申告・住民税(市県民税)申告・相談 の会場が変わります

プライバシーを確保するため 広い会場 に変わります!

- 前半会場を <u>須屋市民センター</u>後半会場を <u>市役所1階 防災センター</u>に集約します
- ●『泉ヶ丘市民センター』と『御代志市民センター』 では実施しません

待ち時間を減らすため、 ネット予約をはじめます!

- 地区指定を廃止、都合が良い日に来場できるようにします
- 来場する日付と時刻を指定することができる、 インターネット予約をはじめます
- **<u>予約なしでも「当日に先着順で受付」</u>します**

詳しい内容は 広報こうし2月号 および、 市ホームページ(1月中に掲載予定) に掲載します



来場前に ご確認ください

書類が不足していると、受付できません。 あらかじめ、ご確認ください。 下記は、代表的な必要書類です。

医療費控除 を受ける方

領収証や 明細書では受付できません。

1月1日から12月31日までの間に <u>支払った医療費を「受診した人・病院ごと」にまとめて記入</u>した「**医療費控除の明細書**」、または、健康保険組合発行の「**医療費通知**」などが必要です。

★「医療費控除の明細書」は、2月以降に「税務課」「御代志市民センター」 「泉ヶ丘市民センター」「須屋市民センター」に設置します。

生命保険料控除・地震保険料控除 を受ける方

「控除証明書 | が必要です。

寄附金控除 を受ける方

「控除証明書|または「払込証明書|など、控除に使える証明書が必要です。

ふるさと納税について

すべての「寄附金受領証明書」または「**寄附金控除に関する証明書**」が必要です。

★ ワンストップ特例適用分も含む すべての証明書が必要です。

住宅ローン控除 を受ける方

「年末残高証明書」と「住宅借入金等特別控除額の計算書」の両方が必要です。 なお、この会場で申告できるのは**2年目以降の方のみ**です。

年金収入 がある方

公的年金や企業年金を受給している方は、日本年金機構・保険会社・企業年金連合会などが発行した**すべての「源泉徴収票**」が必要です。

持参していない場合は受付できません。紛失した場合は、年金支給元に 請求してください。

給与収入 がある方

1月1日から12月31日までの間に給料を受け取った、**すべて**の勤務先について「**源泉徴収票**」が必要です。

特に、<u>社会保険料や所得税が給与天引きされていた方・住宅借入金等特別控除</u>を受けていた方などは源泉徴収票が必須です。

貰っていない場合や紛失した場合は、その給与を支払っていた勤務先に請求してください。 (もらえない場合は税務課職員に相談してください)

自営業・農業・不動産収入 がある方

「収支内訳書」などに、ご自身でまとめてもらう必要があります。

★まとめていない方は、この会場内に「収支内訳書」がありますので、 お待ちの間にご記入ください。